

長期構想の実現に向けて

本構想の実現に向けて、県は以下のような取組みを進めます。

(1) 自立のかつ持続可能な行財政基盤の確立

長期構想の実現に向けた地方分権の担い手としての組織体制の整備

多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応した政策を実行するため、「人、モノ、財源」といった限られた経営資源を最大限に活かし、地方分権の担い手として、コンパクトで効率的な組織づくりを推進していきます。

なお、今後一層増えるであろう複数の分野にまたがるような課題に対しては、行政の総合力の発揮がより求められるところであり、必要に応じてプロジェクトチーム方式の活用等により機動的・弾力的に対応するなど、より部局間連携を進める必要があります。

厳しい財政状況の下での財政健全性の維持

限られた経営資源の中で、多様化・高度化する県民ニーズに的確に伝えていくため、歳入の確保に努めるとともに、定員適正化計画の見直し、職員費の削減をはじめ、歳出全般の見直しにより、行政のスリム化と財政健全性の維持を図っていきます。

時代の変化や市町・民間との役割分担を踏まえた県行政の守備範囲の見直し

行政サービスの「選択と集中」を進めるとともに、住民の利便性向上につながる業務の市町への移管を進めるほか、公社外郭団体等についても、県や民間との役割分担の観点からの業務の見直しを進めるとともに、自立化及び経営効率化を推進していきます。

事務処理の工夫と資産の適正管理による業務の効率化

民間事業者が実施しうる業務についての委託の拡大、指定管理者制度^{※1}の導入施設の拡大や、地方独立行政法人制度^{※2}の活用に向けた取組みなど、民間ノウハウの活用を推進するとともに、業務の進め方の見直しや資産の有効活用と適正管理を進め、業務の効率化を推進していきます。

※1 指定管理者制度とは、地方公共団体など公的団体に限定していた公の施設の管理を、株式会社など民間団体にもさせることができるというもの(平成15年の地方自治法改正による)。本県では、平成18年度から219の公の施設のうち、118の施設について指定管理者制度を導入しています

※2 地方独立行政法人制度とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定などの公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要のないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立するもの

取組みの事例 / アセットマネジメント

本県では、橋梁やトンネル等の土木構造物の適正管理のため、「アセットマネジメント」に取り組んでいます。これは、土木構造物を資産ととらえ、適切な時期に適切な方法で補修・更新を行うこと(計画的な投資)により、資産価値(施設機能の維持水準=住民へのサービス)を良好に保ち、投資(経費)の効率化を図るものです。これにより、土木構造物の長寿命化が図られるとともに、必要経費を低く抑え、平準化することに役立ちます。



(2) 計画の適切な進行管理と評価による行政経営の推進及び行政情報の積極的な公開

長期構想の実現に向け、県が推進していく施策の成果について、県民の視点に立って目標を設定し、適切な進行管理と評価を行う目標管理型の行政経営を推進します。

- ・ 施策・事務事業を適切に執行するため、目標管理型の行政経営システムにより、Plan(目標設定)–Do(実行)–Check(評価)–Action(改善)の一連のサイクルによる業務執行を行います。
- ・ こうした取組みと併せ、県の持つ行政情報の積極的な公開に努めることにより、県民の理解と信頼を深め、「県民参加による公正で開かれた県政」の推進を図ります。



(3) 県民、企業・経済界、市町との連携・協働

社会の成熟化、価値観の多様化等により、行政への県民のニーズは多様化・高度化し、きめ細やかな対応が求められています。また、一方で、財政を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このため、構想の実現に向けて、行政の力だけでは、多様化・高度化するニーズに応えることには限界があり、県民、企業・経済界、市町の有する力を結集していくことが不可欠となっています。

取組みの事例 **競争力のある元気な産業づくり**

次世代型企業の発掘、サービス産業との連携、企業誘致の推進等に当たっては、より地域に密着し、地域の実情に精通している商工会・商工会議所等の経済団体や市町など、地域の関係機関との密接な連携が必要となります。

取組みの事例 **住民参加と協働による公共事業の執行**

県民のニーズが多様化する中、満足度の高い社会資本の整備とサービスを提供するためには、計画策定から完成後の維持管理に至る全ての段階において住民の主体的な参加を得ながら、住民意見を積極的に反映する取組みが必要となります。

(具体的事例)

- ・ 地区計画やまちづくり協定による住民主体のまちづくり
- ・ 道路、河川整備事業での住民参加による計画づくり
- ・ 従来、民間業者に委託していた除草等の維持管理をNPO法人や町内会等と協働で実施



(4) 県域を越えた広域連携

情報技術の発達や交通・輸送手段の広域・高速化に伴い、県域を越えた人、ものの交流が進んでおり、今後も活発化することが見込まれています。これに対応するため、行政においても、広域的な視点を強化し、様々な分野で近隣県等との連携による取組みの必要性が高まっています。

- ・ 広域高速ネットワークの整備を見据えた広域観光等に対応するために県域を越えた連携の一層の強化を図ります。
- ・ 大規模災害への対応、不法投棄の監視体制の充実など県際間の連携を深め、広域的な共通の課題に対処します。
- ・ 本県の強みであるニッチトップ企業やモノづくり企業の集積を活かした新産業の創出については、国の「北陸ものづくり創生プロジェクト」、他地域の大学・研究機関や経済団体等との連携を促進することにより、県内のみならず北陸地域全体の発展を視野に入れ取り組みます。
- ・ 日本海を越えて飛来する広域越境大気汚染など国際的な広がりを持つ課題については、中国等の研究機関と環境保全に関する人的、技術的交流を進めていきます。